

高齢者タクシー運賃助成事業

対象者

- 豊明市に住民登録のある方で、以下①または②の、どちらかに該当する方（※障害者福祉タクシー料金助成の対象の方を除く）
 - ①事業年度末までに満80歳以上の方
 - ②以下の要件を、全て満たす方
 - ☑満65歳以上である
 - ☑要介護または要支援の認定がある
 - ☑市町村民税非課税世帯に属している

申請は
1人
1回限り

内容

- タクシー利用料金の助成券(500円)を交付します。

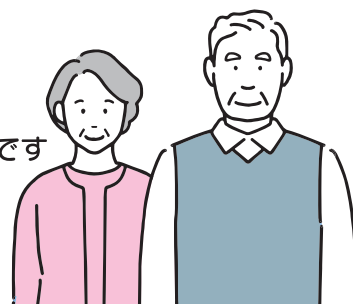
申請に必要なもの

- 申請書(申請には本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行した身分証明書が必要です。助成券を利用する人が申請者と異なる場合は、利用する人の身分証明書の写しが必要です。)

交付枚数(1年度1回限り交付。再交付や追加交付はできません)

- 4～6月に申請: 48枚
- 7～9月に申請: 36枚
- 10～12月に申請: 24枚
- 1～3月に申請: 12枚

※既に申請された方には、毎年3月末頃に、翌年度分の助成券(48枚)を郵送予定です



助成券の使い方

- 助成券は交付を受けた方のみ利用できます。
- 他人に譲渡することはできません。
- 本事業の登録事業者でのみ利用できます(別紙の利用可能事業者一覧を参照)。
- 1回の乗車で1枚の助成券(500円)が利用できます。
- 利用の際、**おつりはできません(差額については、自己負担をお願いします。)**
- 助成券は、おつりがでない範囲で、他の利用者の『豊明市高齢者タクシー運賃助成券』や『豊明市障害者福祉タクシー料金助成利用券』と併用可能です。
- 詳しい使い方については、裏面もご覧下さい。**
- タクシー降車時に助成券を乗務員へ渡す際は、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行した身分証明書)をご提示ください。

助成券の有効期間

- 4月1日から翌3月31日まで(1年間)

※以下に該当する場合は、助成券を破棄ください。
・本事業の対象者に該当しなくなった場合
・助成券の有効期間が切れた場合

申請先

豊明市 長寿課

0562-92-1261

相乗りの助成券の組み合わせ

○可能→(1)高齢者タクシー運賃助成券+高齢者タクシー運賃助成券

○可能→(2)高齢者タクシー運賃助成券+障害者福祉タクシー料金助成利用券

※『障害者福祉タクシー料金助成利用券』の利用に関することは、地域福祉課(0562-92-1119)へお問合せください。

使える枚数

例1

【1人で乗る】

乗車料金が1,200円の場合

→ 本事業の助成券1枚を利用+700円(自己負担)の支払い



運賃 ¥1,200



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例2

【2人で乗る(2人とも自分の助成券あり)】

乗車料金が2,300円の場合

→ 本事業の助成券2枚を利用+1,300円(自己負担)の支払い



運賃 ¥2,300



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例3

【2人で乗る(1人だけ自分の助成券あり)】

乗車料金が2,300円の場合

→ 本事業の助成券1枚を利用+1,800円(自己負担)の支払い



運賃 ¥2,300



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



自身の助成券
が無い

券は使えません